

緊急事態宣言発令に伴う

施設利用中止のお知らせ

平素より豊明市福祉体育館、勅使会館、市内体育施設ならびに豊明市学校スポーツ開放をご利用いただき誠にありがとうございます。

緊急事態宣言発令に伴い、下記の期間、施設の利用が中止となります。

また、豊明市福祉体育館につきましては臨時休館となりますので期間中の窓口業務（鍵の貸し出し含む）は行いません。

営業再開及び内容に変更が出た場合はホームページにてご案内いたします。

ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

記

【施設利用中止及び臨時休館期間】

4月11日(土)～5月6日(水)

※緊急事態宣言発令期間中

※福祉体育館においては5月7日(木)は通常休館日です

【利用中止施設】

- 豊明市福祉体育館…全館（老人福祉センター、中央児童館含む）
- 勅使会館（弓道場、TBG場、デイキャンプ場合む）
- 勅使グラウンド ● 山田グラウンド ● 勅使テニスコート
- 豊明市テニスコート（落合、西川、浄化センター）
- 豊明市内公園グラウンド…全て
- 豊明市内各小学校…運動場、体育館
- 豊明市内各中学校…運動場、体育館、武道場

※上記につきましては、今後の状況により変更させていただく場合がございます。

※学校スポーツ開放の5月の利用許可書の配布及び先着予約については福祉体育館営業再開後、

追ってお知らせいたします。

※スポーツ保険は、営業再開後、利用日初日までに提出してください。